

事 務 連 絡

平成23年8月30日

関係都県水道行政担当部（局）担当者 殿

（宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県あて）

厚生労働省健康局水道課

（お願い）水道水及び水道原水中の放射性物質モニタリング結果の報告について

当課におきましては、本年6月21日に水道水における放射性物質対策検討会が取りまとめた「水道水における放射性物質対策中間取りまとめ」に基づいて、流域単位での水道原水や水道水の検査体制の整備や検査マニュアルの整備に向けた検討を行っています。

福島第一原発の放射性物質漏えい事故に伴う水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、平成23年3月31日、4月6日及び5月11日付け事務連絡に基づき、貴管下水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者（厚生労働大臣認可含む））のモニタリング結果を一週間毎に整理のうえ、毎週木曜17時までにご報告いただいているところですが、今後はこれまでの報告に加え、水道原水の測定結果及び個々の測定における検出限界値についても下記によりご報告願います。

なお、当課による取りまとめ結果の公表方法につきましては、検出限界値等の考え方が整理されるまでの間は従前通り取り扱うこととしますことを申し添えます。

記

1. 原水の測定結果を別添記入例を参考に、浄水と同一の報告様式に取りまとめ、報告すること。
2. 測定結果が検出限界値を下回った場合には、測定結果記入欄は「ND」ではなく「<」を添えて検出限界値を記入すること。

連絡先（担当者）

厚生労働省健康局

水道課水道水質管理室（橋口）

TEL：03-5253-1111（内4032）

FAX：03-3503-7963

Mail：suidogijutsu@mhlw.go.jp

別添 原水測定結果の記入例

①都道府県	②市町村名	③	④検査実施状況	⑤検査実施状況	⑥水道事業者名	⑦検査主体	⑧浄水場	⑨試料の採水場所	⑩採水場所の分類	⑪備考	⑫検査機関名	⑬原水の種別	⑭採取制限			⑮試料採取日			
													乳児	一般	8/5	8/5	8/5	8/5	8/5
〇〇県	〇〇市	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇浄水場	〇〇市〇〇川〇〇取水	原水		(財)〇〇	表流水				131I	132I	134Cs	137Cs
〇〇県	〇〇市	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇浄水場	〇〇浄水場	着水井	原水		(財)〇〇	表流水				131I			
〇〇県	〇〇市	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇浄水場	〇〇浄水場	〇〇水源△号井	原水		(株)〇〇	地下水				131I			
〇〇県	〇〇町	〇〇町水道事業	〇〇町水道事業	〇〇町水道事業	〇〇町水道事業	〇〇浄水場	〇〇浄水場	〇〇川水系〇〇川〇〇	原水		(株)〇〇	表流水				4			
〇〇県	〇〇市	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇市水道事業	〇〇川水系〇〇川〇〇	原水		〇〇大学	表流水							

【注意事項(採水場所関係)】

- ・⑧浄水場：採取した原水を浄水処理する浄水場を記入してください。なお、採取場所が取水施設から遠く離れている場合等、浄水場との関連付けが困難な場合は空白としてください。
- ・⑨試料の採取場所：採取した場所が特定できるときは施設等の名称を正確に記載してください。
- ・⑩採水場所の分類：(入力規則を修正し、“原水”をリストに追加したうえで)“原水”を選択入力してください。

(参考)入力規則の修正方法

[データ]メニュー→[データの入力規則] → (エクセル2003以前の場合はメニュー-[データ]-[入力規則])
→ [データの入力規則]ダイアログ-[設定]タブ →

【注意事項(その他の項目)】

- ・水道事業者、地方自治体の衛生部局等が行った検査を対象とし、国(現地对策本部、文部科学省等)、河川管理者、環境部局等が行った検査は対象外とします。
- ・④、⑤、⑭以外の項目は浄水と同様に記入してください。

【注意事項(検出限界値関係)】

- ・測定結果がND(不検出)の場合は“<検出限界値”と入力して下さい(例えば、測定結果がND(不検出)で、当該核種の検出限界値が“5”の場合は“<5”と入力して下さい。)

※浄水の測定結果でも同様の記入をお願いします。